

インドネシア西ジャワのサグリン・ダムと立ち退き農民

村井吉敬

はじめに

1994年3月30日、インドネシアの最高裁判所はつぎのような判決文を読み上げた。

唯一最高神に基づく公正さに従って、最高裁判所は係争中の案件を審査し、つぎのような決定を下すものである。

バンドゥン県チリリン郡ボンガス村居住の

1. アチェン・ソファンディ
2. ザエナル・フセン
3. H. アフマド
4. オリ・ソリハト

バンドゥン県チリリン郡チリリン村大通り144、RWII, RTVII居住の

5. H. アルミラー夫人

は、

1. インドネシア共和国政府；鉱業エネルギー大臣、PULN（電力公社）社長、西ジャワ水力発電プロジェクト責任者、
2. インドネシア共和国政府；内務大臣、西ジャワ州知事、
3. インドネシア共和国政府；内務大臣、西ジャワ州知事、バンドン県知事、
4. インドネシア共和国政府；内務大臣、西ジャワ州知事、バンドン県知事、バンドン県農地事務所責任者、
5. インドネシア共和国政府；農業大臣、農業総局長、西ジャワ州農業局責任者、バンドン県食糧農業局責任者、
6. インドネシア共和国政府；公共事業大臣、西ジャワ州公共事業局責任者、バンドン県公共事業公共事業局責任者、
7. インドネシア共和国政府；内務大臣、西ジャワ州知事、バンドン県知事、チリリン郡郡長、
8. インドネシア共和国政府；内務大臣、西ジャワ州知事、バンドン県知事、チリリン郡郡長、チリリン郡バトゥラヤン村村長、
9. インドネシア共和国政府；内務大臣、西ジャワ州知事、バンドン県知事、チリリン郡郡長、チリリン郡ボンガス村村長、
10. インドネシア共和国政府；内務大臣、西ジャワ州知事、バンドン県知事、チリリン郡郡長、チリリン郡ランチャパンゲン村村長、
11. インドネシア共和国政府；内務大臣、西ジャワ州知事、バンドン県知事、チリリン郡郡長、チリリン郡チリリン村村長

および、バンドン市Nilem VII通り1在住のソマド・サストラウィジャヤを相手どり本件を上告したが、当裁判所は関連書証・・・（中略）・・・を審理した結果、つぎのような判決を下すものである。

上記原告5名の上告を棄却する。原告に本件訴訟費用20,000ルピアの支払いを命ずる。

裁判長 Prof. Dr. H. Bustanul Arifin, SH.

裁判官 Iswo, SH.

Drs. H. Taufiq, SH.

西ジャワ州バンドン県に建設されたサグリン・ダムによって立ち退きを余儀なくされた住民が、補償費を不服として裁判を起こした（バンドン地方裁判所）のは1988年6月8日、提訴からすでに6年経っていた。この原告を含め、住民たちにダムによる立ち退き問題が説明されたのは1981年のことだった。10数年後に住民たちは本当に国に敗けた。多くの住民たちは、よもや先祖伝来の土地を失ったばかりでなく、ほとんど生活水準の下落ないし生活の場の喪失を意味する低額の立ち退き補償費しか得られなかったことを10数年前に想像しようがなかったにちがいない。

インドネシア各地で今なお建設されているダム、それもかなりの大規模ダムは、ほぼ必然的に湛水地域および周辺地域住民の立ち退きを迫るものである。ここで扱うサグリン・ダムのケースは数ある立ち退きのケースのほんの一つにすぎない。最近、マスメディアで取り上げられただけでも、中部ジャワのクドンオンボ・ダム、スマトラのリアウ州のコトバンジャン・ダムなどがある。なぜ、ダム建設地域住民が同意しないままに大規模ダムの建設が進められるのだろうか。同意しなかった住民たちはその後どのような生活をするようになるのか。本小論は日本のOECDの借款も大きく寄与して建設された西ジャワ州のサグリン・ダムのケースを取り上げ、いま述べたような疑問に答えてみたい。

西ジャワの神話「サンクリアン」から

サグリン・ダムはバンドンの南のワヤン山（2162m）に源流を発するチタルム川（全長約250km）上流域につくられた巨大ダムである。バンドン、チタルム川、バンドンを取り巻くワヤン山を含む山々については、この地方に古くから伝わる創世神話「サンクリアン」がある。

昔、パラヒアンガン（スンダ＝西ジャワのバンドン一帯の高原地域）の王が雌豚に小便をかけると、豚は妊娠しダヤン・スンビ Dayang Sumbi という美しい娘を生んだ。この娘は男嫌いで、諸国の王からの求婚を拒み続け、トゥマン Teman という犬とだけ遊んでいた。機織りをしているとき、ダヤン・スンビは箒を落としてしまい、「女の人が拾ったら私の姉妹に、男の人だったら夫にしましょう」と独りごとをいった。すると犬のトゥマンが拾ってしまい、彼女は犬のトゥマンと結婚するが、王は怒り娘を追い払ってしまった。

ダヤン・スンビと犬のあいだに、サンクリアンなる聡明で活発な男児が産まれた。サンクリアンは森で狩りをするのが好きだった。母が所望する鹿肉を得ると森にはいるが、みつからない。そこに豚が現れた。この豚はサンクリアンの祖母なのだが、それを知らぬ彼は、犬のトゥマンが豚をかばい立てするため、怒って豚でなく犬を殺し、その心臓を母にもって帰る。母は夫の肉とは知らずに食べてしまい、のちにそのことを知り、嘆き悲しみ、サンクリアンを家から追い出してしまう。

サンクリアンは森のなかで行者に会い、修行を積んで超能力を身につける。ある日、昔、

ダヤン・スンビに求婚したガルガGaluga王に出会う。王の娘が巨人に誘拐されているときで、救い出したら娘と結婚させるという。サンクリアンは巨人を倒すが、王の約束は反古にされた。彼は怒り、王を殺し、また森に入る。そこでダヤン・スンビに会う。だが、それが母であることを忘れるほど、長い年月が経っていた。サンクリアンはこの美しい女に求婚する。母は自分が母であると名乗るが、息子は信じない。困ったダヤン・スンビは、「夜明けに鶏が鳴くまでにチタルム川に堰をつくり、大きな船を浮かべられたら結婚します」と約束する。

サンクリアンは超能力を用い、木を切り倒し、チタルム川に、とうとう堰をつくり、船も完成しそうになった。母は焦り、森に火を放つ。鶏が、明るくなったために鳴いてしまった。サンクリアンは遅かったのだ。彼は絶望のあまり船を蹴りあげてひっくり返し（船をひっくり返す=tangkuban perahu(スンダ語)）、なおもダヤン・スンビを追いかけたが、彼女は突然消えてしまった。

かくて、ひっくり返された船がタンクバンプラフ(Tangkubanperahu)山(2064m)、ダヤン・スンビが消えたところがプトゥリ(Putri)山、巨人が木を切り倒したところがブキット・トゥングルBukittunggul山(2209m)、堰にしたところがブランランBurangrang(2064m)山で、このようにバンドンを囲む山々ができたのである。

この神話は現代に実現した。チタルム川は堰き止められサグリン・ダムができあがった。この湖水には大きな船はないが、たくさんの渡し船が浮かんでいる。だが、巨人や英雄が活躍した昔とちがって、この川の流域にはたくさんの人が住むようになっていたのである。

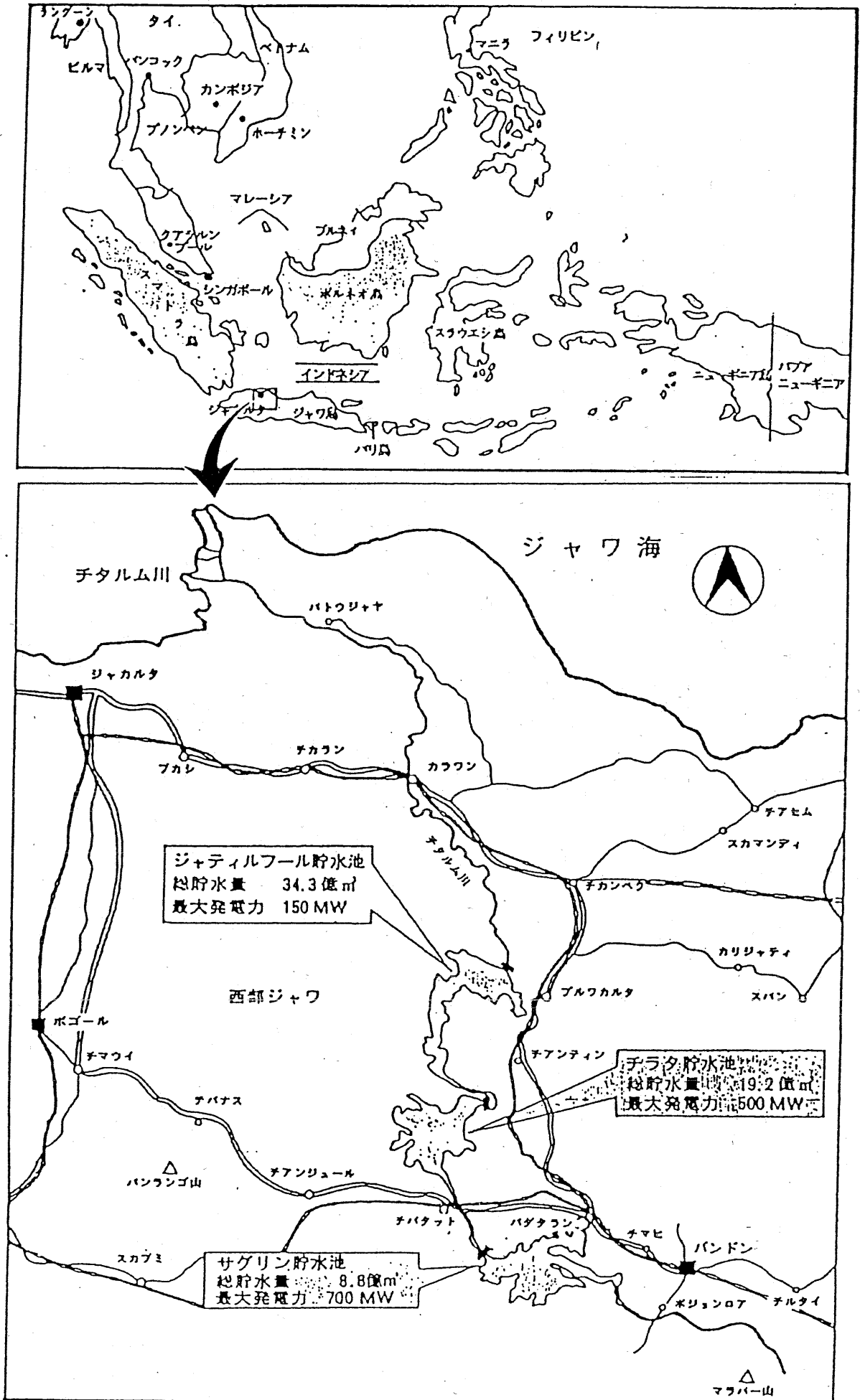
サグリン・ダムの概要

サグリン・ダムをだれがいつ考えついたのかはわからない。

チタルム川を堰き止めようとしたはるか昔のスンダ人の思いつきを借りるまでもなく、首都圏や西ジャワ地域の電力事情から、この川から電力を起こそうとする河川土木事業者はどこにでもいるはずである。この川はサグリン・ダムがつくられる以前の1970年代に、すでに中流域にはジャティルフル(Jatiluhur)ダムという巨大ダムが1970年代にはつくられている(総貯水量34.3億 m^3 、最大発電力150MW)。また、サグリン・ダムとジャティルフル・ダムの間には、サグリンよりやや遅れてチラタ(Cirata)ダム(総貯水量19.2億 m^3 、最大発電力500MW)が建設されている。それほど、このチタルム川の流水は期待されてきたのである(図1参照)。

インドネシアの西ジャワ地方紙(Pikiran Rakyat紙、1985年2月14日)によれば、1972-73年に、海外経済協力基金(以下、OECF)がすでに、サグリン・ダムのプロファイをしていたとある。これが正確なものかどうかは不明である。しかし、日本の企業がそのような動きをしていたとしても不思議なことではない。同紙はまた、IDAが1975-78年にFSを実施、79-80年にOECFが詳細設計をしたとある(日本のコンサルタント会社ニュージェックNew Jecが設計をしている)。少なくとも後段は事実であろう。1978年9月26日に、77年度分円借款として「西ジャワ・サグリン水力発電所」案件のE/S16.3億円が締結されているからである(通産省『経済協力の現状と問題点』1980年度版)。日本がまず案件周辺で動き、世銀(グループ)がそこに乗った、という構図が見えてくる。もちろんインド

図1 サグリン・ダム位置図



ネシア政府の関わりも強くあったと思われる。

少なくとも、世銀が融資を決め、OECFが融資を決める1980年にはサグリン・ダム、発電所建設は本決まりになっていたのである（資料1のクロノロジーを参照）。

「サグリン水力発電建設事業」とは、西ジャワ州、チタルム川上流に高さ97.5mのロックフィルダムで、総貯水量8.8億m³、最大有効落差363.6m、最大発電力700MW(175M×4台)の水力発電所（ダム水路式発電所）を建設する計画（OECF融資は3,4号機を対象）で、当初計画工期は81年2月から85年9月の約3年半だったが、工事開始が81年5月、完了が86年5月と5年を要した（資料3写真参照）。

サグリン・ダムはインドネシア最大規模の水力発電所だという。総工費は計画では7.152億ドル（実際は6.588億ドル）、この工費は世銀とOECFの協調融資（パラレル融資）で、OECFは314.19億円（約1.36億ドル、実行額は291.06億円）、世銀は2.365億ドルを負担、インドネシア政府負担が3.64億ドルとなっている。なお、OECFの融資対象は、水門、発電機器およびエンジニアリング・サービスに関わる部分とされた（表1を参照）。設計コンサルタントは日本のニュージェック(New Jec)およびインドネシアのIndra Karya社、コントラクターはフランスのDammer Travalux社であった。

表1 サグリン・ダム主要計画／実績比較

	計 画	実 績
実績範囲：ダ ム	ロックフィルダム 高さ 97.5m 堤体積 275万m ³	同 左 高さ 99m 堤体積 296万m ³
水 路 発 電 所	全長 6500m 2条 半地下式 設備容量700MW (175MW×4基)	同 左 同 左
工期：	1981.2.～1985.9.	1981.5.～1986.5.
事業費： 内OECF分	\$ 715.2百万 ¥31,419百万	\$ 658.8百万 ¥29,106百万
効果：E I R R F I R R	10.8% 15.1%	20.0% 11.4%

(出所)海外経済協力基金業務監理部.1989.事業報告書；インドネシア共和国「サグリン水力発電建設事業」評価報告の件。

大量の移住世帯

確かに、サグリン・ダムは完成し、大きな電力を供給するようになった。石油節約量も年に64.7万トンになるという。灌漑面積も70,000ha増えるという。だが、ここで問題にしたいのはそのことではない。このダムは巨大である。だからこそ、湛水してしまった世帯、湛水せずとも移住を余儀なくされた住民が大量に生まれた。このことを考えてみたい。

サグリン・ダムの総湛水面積は5832ha(58km²)に達する。その内訳は、屋敷地300.7ha、水田2,525ha、畑地2,836.5ha、農園16ha、道路16ha、河川155haとなっている。ダムのた

表2. サグリン・ダム建設に伴う再定住計画と達成度(1986年12月末)

option	湛水地域		非湛水地域		合 計	
	世帯数	達成世帯数	世帯数	達成世帯数	世帯数	達成世帯数
1. 外島移住	1,400	455	600	1,997	2,000	2,452
2. 農・養殖業	350	113	1,150	303	1,500	416
3. 南Banten中核小農園	575	104	50	180	625	284
4. 建設労働	200	0	400	177	600	177
5. 西ジャワ再定住	112	0	0	0	250	0
6. 補償のみ	263	2,138	5,426	6,576	5,609	8,714
計	3,038	2,810	7,626	9,233	10,664	12,043

出所) Perusahaan Umum Listrik Negara, West Java Hydro Electric Power Project, 1988.
 "Sagiling and Cirata Hydroelectric Power Projects: Environmental Problems and Mitigations". Bandung: Perusahaan Umum Listrik Negara, West Java Hydro Electric Power Project.

表3. サグリン・ダム建設に伴う再定住計画と達成度
(1988年10月)

option	世帯数	達成世帯数
1. 移住	2,000	2,452
2. 農・養殖業	1,500	1,222
3. 南Banten中核小農園	625	284
4. 建設労働	600	177
5. 西ジャワ再定住	250	0
6. 補償のみ	5,689	7,908
計	10,664	12,043

出所) 表2と同じ。

めに立ち退きを余儀なくされた世帯は10,664戸(12,000戸ともいう)、うち3,038世帯が湛水地区住民、7,626世帯が非湛水地区住民だが、この1万世帯は土地、水田、畑地を失うことになる(Pikiran Rakyat, 85.7.4)。行政区でいえば西ジャワ州バンドン県の8郡、31ヵ村に及ぶ。土地をもたない農業労働者世帯も多数いる。つまり、1世帯5人としたら、50,000人を超える人びとが立ち退かなければならなかったのである。このことは、事前に分かっていたことであり、移住問題は大きな問題として捉えられ、それなりの対策も構想されていた。

たとえば、世銀は融資条件として環境影響評価(水没地区移転住民、ダム下流域の住民への影響、新たな疾病の発生等)を行うことを義務づけ、バンドンのパジャジャラン大エコロジー研究所がそれを実施している。また、世銀自体、L/A(80年9月)に先立ち、事業実行者の国営電力公社(PLN)との間で、覚書を取りかわしている。この中には、水没地区住民の移転・補償事業の計画の提示も約束されている(資料2参照)。

・ OECFはその事業評価報告書(1989年6月)のなかで、

「本事業では、世銀の融資条件であった環境インパクト調査及び水没地区住民の移転補償等、環境に関しきめ細かく対応しており、これまで環境について大きな問題は生じていない」としている。しかし、それは本当だろうか。

移住世帯については、PLN、移住省などが加わった移住調整委員会、移住実行チームが組織され、1. 外島移住、2. ダム湖周辺農業・養殖業(内水面漁業)への転職、3. 南Banten中核小農園への移転従事、4. 建設労働者への転職、5. 西ジャワ州内への再定住、6. 補償のみ獲得、などオプションと目標を設定して、実施にあたった。水没約2年後の1986年末(湛水は1985年2月)と、さらに約2年後の88年10月時点での達成度を見たのが表2、3である。

これを見ると外島(ジャワ、マドゥラ、バリ以外の人口密度の薄いとされるスマトラ、カリマンタン、イリアンなど)移住世帯、および補償金のみを受けとる世帯が、目標を過剰達成している。しかし、それ以外はかなり低い達成でしかない。補償金のみを受けとるというのはかなり追いつめられた選択肢であり、また外島への移住というのは、半ば強制が伴うとも言われている。個別のケースについての詳細な調査が行われていない以上、軽々に判断はできないが、総体としてみた場合、住民が今までと同水準ないしそれ以上の生活を享受できているとはとても思えない。

人口・環境省の行ったレビューレポートでも住民移転についてはかなり厳しい評価をしている(The Office of State for Population & Environment)

すなわち、集水域の人口の60%が農業に従事し、教育水準は高くない、土への地愛着度は高く、外島移住希望者は全世帯の4%にしかならないとし、住民への影響としてつぎの3点を挙げている。

1. 農業生産の損失
2. 収入の減少

住民70%は収入の25%を湛水地域資源に依存。湛水面より上部に住む住民のうち貧困層は28%だったが、湛水後仕事のない場合は貧困層は55%にも達する(2,058世帯)

3. 土地補償

補償金は多くの場合当面の消費に使われてしまう。地価上昇のため補償費で買える

土地は以前より狭小になる。農業労働者は補償金をもらえない。この人たちは急傾斜の森林を切り開く。土地や水系の劣悪化、土砂流出、洪水などが懸念される。

さらに、同レポートは、移住調整委員会がうまく機能していない、移住実行チームは、とくにうまく機能していないとしている。

OECDの業務監理でも、補償金のみ受けとった世帯の上流域への入域と開墾による土砂崩れ、バンドン市のスラム化、ダム湖に流入する害草の発生などの問題が指摘されており、今後、大規模ダムと環境影響評価、住民移転評価を総合的、綿密に行う必要があるだろう。「ともかくダムをつくる」というのでは、その犠牲はあまりにも大きすぎる。とくに、以下に述べる移転、補償金をめぐっての住民の不信、不満は、ほとんど省みられずにきている。

ダムと老人：サグリン・ダムの現場から

筆者はサグリン・ダムで立ち退き問題が表面化しているという話を、1985年当時にバンドンのNGO関係者から聞いていた。しかし、なかなかこの問題に関わることができないままに数年が過ぎてしまった。1989年に中部ジャワで建設中のクドゥンオンボ・ダム（世銀と日本輸出入銀行の協調融資）の水没地域住民からSOSが発せられた。また、当時、インドのナルマダ川で建設中のサルバル・サロバル・ダム（世銀とOECDの協調融資）でも住民の激しい反対運動が展開されていた。さらに、1990-91年になるとスマトラ島リアウ州に建設予定のコトパンジャン・ダム（OECD融資）でも住民の移転問題が表面化してきた。

なぜ、このようにたてつづけに問題が生じるのだろうか。世銀がかなり慎重に移転の問題に条件をつけた場合でも問題が起きている。何か構造的なことが絡んでいるのかもしれない。そう思い1991年8月末に、バンドンおよびサグリン・ダムの現場に行ってみた。その時はじめて、住民たちが補償問題で裁判に訴えていることを知った。そして、96年7月に再訪した。裁判は最高裁までいき、冒頭に紹介したように原告住民は94年3月30日に最高裁で敗訴した。裁判に訴えた住民たちの話をここでは紹介したい。

ダムの畔に居を構えるソマッドさんにはじめて会ったのは91年8月末のことだ。当時67歳、農民、しかし彼の田んぼはもうダム湖に水没してしまった。

ソマッドさんにこのダムの建設資金は日本政府の援助（融資）だといったら、初めて聞いたことだ、とびっくりしていた。世界銀行の融資があったのは知っていたが、日本政府も融資していたことはまったく知らなかったという。ダムが完成して6年も経っているのに、なぜソマッドさんは抵抗をやめないのか。すなわち、ソマッドさんら、住民6人(R. Somad Sastrawijaya, Aceng Sofandi, Zaenal Husen, H. Ahmad, Olih Solihat, Ny. H. Armilah)は、インドネシア政府を相手どって、88年6月8日に、バンドン地方裁判所にサグリン・ダム立ち退き補償費が不当に安い、もっときちっと補償すべきである、として提訴した。ダムの注水はすでに3年半前の85年2月14日に行われ、発電所も稼働している。しかし、提訴した6人は補償費受け取りを拒否したまま提訴に踏み切った。

ソマッドさんは言う。

「私は4ヘクタールの田んぼを持っている。国家のプロジェクトだし、世界銀行も応援している。電力は大事だと思う。でも、やり方があまりにひどい。私たち村人と何の相談もなしに決められたプロジェクトだ。土地収容委員会は勝手に収容価格を決めてしまった。

法律では土地収容委員会は土地所有者と話し合い（ムシャワラ）、合意（ムファカット）しなければならない、となっている。これは法律違反だ。政府が法律違反をしていいのか」

補償額は水田1平米600ルピア（約30円）、屋敷地は400ルピア（約20円）、市価の8分の1から10分の1でしかない。ダムに沈む総湛水面積は、先にも述べたように5832ha（58km²）にも達する。立ち退きを余儀なくされた世帯は10,664戸（12,000戸ともいう）。50,000人を超える人びとが立ち退かなければならなかったのである。土地をもたない小作人や農業労働者世帯はもちろん失業してしまった。町に出てせんべい売りをやったりしている。土地なし労働者たちはカリマンタンやイリアンなどジャワ島の外に国策移住させられた。しかし、移住地の暮らしは並み大抵なものではなく、たくさんの方が戻ってきてしまった。

「私は1981年から闘っている。はじめは仲間も多かったけど、みんな諦めてしまった。軍の脅しに負けた者も多い。反抗する奴はアカだといって脅される。支援にきてくれた学生は1人行方不明になったままだ。ある時、州知事に呼ばれた。机の上にカネがあった。その時はまだ立ち退きに同意しないのは6人だけだった。もちろんカネなど貰わなかった」こうしてソマッドさんら6人だけが裁判に訴えたのである（資料4のマンガ参照）。

前述したように、世銀（IDA）は1975-78年にFSを実施し、79-80年にはOECFが詳細設計をしている。78年9月26日には、77年度分円借款として「西ジャワ・サグリン水力発電所」案件のE/S16.3億円が締結されている。少なくとも、世銀、OECFが融資を決めた1980年にはサグリン・ダム、発電所建設は本決まりになっていたのである。にもかかわらず、家や田畑が水没してしまう住民たちがダム計画を知ることになったのは81年以降のことである。つまり、もう建設が決まってしまってから、補償価格も決められた後に住民はそのことを知らされるのである。最初から、ボタンの掛け違いがあったのだ。いまさら言っても仕方ないことかもしれないが、一方的に、上から決められ、有無を言わさないのが、この国の方式だとしたら、今後、あらゆるプロジェクトも同じ事態を予想しなければならないだろう。もし、住民が「有無を言う」ような場合には、ソマッドさんも指摘するように、銃剣をもって脅されるのである。

おそらく、世銀も、OECFもこうしたことを薄々は知っているにちがいない。にもかかわらず事態が進む。サグリンのケースを本気で教訓とするならば、クドゥウンオンボでも、コトパンジャンでも同じような立ち退き紛争は起きなかったはずである。したがって、両機関とも、「住民は二の次」としか考えていないことが明白である。あるいは住民の意見聴取をまったくやっていないとしか思えない。

棄てられる小さな民

1996年7月末に、筆者はバンドンおよびダム湖畔を再訪した。

ソマッドさんらの裁判はどうなったのか、バンドンの法律擁護センター（LBH）を訪れて分かったことは、最高裁でも住民は敗訴、ソマッドさんは最高裁では原告からおりてしまい、被告に名を連ねられたということが分かった。なぜソマッドさんまで被告として訴えられたのか分からない。91年にも会っている別の原告ザエナル・フセンさんの湖畔の新居を訪れることにした（資料5の写真参照）。村と村は船でつながれるようになった。クルマも利用できるが、場所によっては、船の方が便利である。小さな連絡船に乗ってみた。静かな湖面、湖面から隆起した丘陵はみな畑地になっている。木も森もない。住民は

沈まずにある狭い丘陵に生活の活路を求めている。しかし、激しい雨はこの畑地を削り、やがて堆砂問題が深刻化することを予測させている。湖畔には所々で淡水魚（コイなど）養殖が行われている。竹の筏が浮かべられ、網が四周にめぐらされている。OECFは「内水漁業には500世帯が従事しており、年間2,700トンの漁獲高をあげ、家計収入は以前の2～3倍にたっしているとのことである」と、報告している。しかし、養殖漁民に聞いてみると、外から購入する稚魚や人工飼料が高値のわりに魚価が安すぎ、たいした収入にはなっていないという。これも「・・・いるとのことである」で済ましてしまうのではなく、それなりの調査が必要ではないだろうか（資料6の写真参照）。

フセンさんはカンダンサビ村に住んでいる。ほとんどの住民の家は新居である。大きな屋敷はない。フセンさんの家もこじんまりしたものだ。フセンさんはダムのために家屋と1ヘクタールの水田と0.5ヘクタールの畑地が水没させられた。78歳の農民である。

「裁判はどうなったのですか？」

「94年3月30日に最高裁で敗けてしまった。地裁も、高裁も、最高裁もすべて敗けた。“小さな民”が政府を相手にするのは本当にしんどいことだ。その政府は汚職があふれている。なのに、私たちへの補償費は宅地で1m²あたり400ルピア（約20円）、水田で600ルピア（30円）でしかなかった・・・」

フセンさんは年齢にも似合わず、いまだ、かくしゃくとしているが、さすがに最高裁での敗訴について語りながら、がっくりとしていた。この補償価格は土地収用委員会が決定したもので、水没世帯住民たちは何度にもわたって、あまりに低いと訴え続けたが見直されることは一度としてなかった。「汚職があふれている」というのも事実のようだ。補償が支払われるようになって、地方紙は数多くの補償をめぐるスキャンダルを取りあげ、書きたてている。85年6月には、西ジャワ州議会が、住民の強い訴に基づき、土地収用・補償についての報告書を作成したと報じられている。州議会も、郡長や村長ら地元有力者、不動産業者らの暗躍で“小さな民”が被害者になっていると報告している。極端な場合、勝手に土地名義人が書き換えられ、まったく補償すら受けられなくなった人もいう。

国家の法律違反、国家の汚職、こうした国家の“犯罪”が小さな民を傷つけたのも事実のようだ。こうした国家・政府に融資する責任も問われるべきであろう。

かつて田畑があり、宅地があり、ヤシの木が生い茂っていた土地は今は湖底にある。住民たちで運の良かった人はダムの畔に家を建て、湖面を利用して魚の養殖をやっている。しかし数多くの“小さな民”は、その声すら聞こえてこない。

8月にイリアンジャヤ（西パプア）を訪問した際、ジャワからの移住者が住みついた村落を見る機会があった。パプア・ニューギニアとの国境沿いには大移住地が建設中であった。およそ5万戸の世帯が移住して来るといふ。森林が焼き払われ、簡素な住宅がつくられている。この辺りの土地は1haあたり100,000ルピア（1m²で10ルピア=50銭）で先住民族（Marind人）から買われたという。ここでも買収の悲劇が起きている。すでに定住が進んでいる別の村にはジャワから500世帯が移り住んだ。定住1年、しかし、見たところほぼ半数の家が空き家になっていた。生活が成りゆかないのである。森林を切り開いた土地は赤土で、キャッサバ芋、落花生くらいしか栽培できない。作物を売るにも、町まで300kmはある。ほとんど棄民同然という移住先での現実がここにはあった。

こうした無数の小さな民のうめき声は、強い政府と、かまびすしく喧伝される開発の成

果の陰に隠され聞こえてこないものである。

ソマッドさんは、近くのチリリンの町まで送ってくれた。途中、湖の見渡せるところに私を誘い、嘆くでも、悲しむでもなく、淡々と語った。

「小さな民にとっては所詮無理な願いだ。政府は権力をもっている。クドゥンオンボ・ダムの裁判(*)では大勢の人が原告として政府を訴えていたけど、ここじゃあたった6人、最後まで残ったのは5人、だから無理だったのかもしれない。最高裁でいったことは、人民の権利と義務のバランス(keseimbangan)を計れということだ。でも、この国では田圃も、畑も、森もすべては政府が持っているということだ。ここから見えるよ、私の住んでいたところも、田圃も。サンクリアンはチタルム川を堰とめ船を浮かべた。今の時代のサンクリアンはチタルム川を堰とめ、住民の家や田圃を水没させ、電力を起こしたのさ」(*)クドゥンオンボ・ダム建設で立ち退きを拒否し、補償を拒んだ住民たちが起こした裁判では、最高裁でも国が正当な補償費を払うべきことを命じた(1994年8月)。しかし、国はこれを拒み、行政権の優位のもとに判決を無効なものとしてしまった。

むすびにかえて：犠牲はつきもの(jer basuki mawa bea)なのか？

クドゥンオンボ・ダムの立ち退きを拒んだ住民の支援運動には、多くの学生、知識人、NGO関係者が加わった。なかでも中心的役割を演じたアリフ・ブディマン(当時はダムに近い中部ジャワサラティガにあるサトゥヤ・ワチャナキリスト教大学教員、しかし、その後学長選を批判して解雇され、現在はフリー)は、コンパス紙につきのように書いている。

「開発というのは通常、社会のすべての階層にとっての進歩に向けての変化を意味する。しかし、これは、あくまでも理論上の話である。現実的には、開発はしばしば、ある階層だけに利益をもたらすものである。別の階層は、開発によって被害を受けたりもする。ある階層が開発の犠牲になる場合、他の階層には繁栄がもたらされたりする。”jer basuki mawa bea” これは、ジャワのことわざである。役人が好んで引用することわざだ。『より高いところに到達するためには、犠牲が必要である』というような意味だ。『あなたの必要のために今、コストを支払わねばならないとしたら、許して下さい。あなたにとっては、その犠牲を受け入れる英雄的な態度が求められているのです』と役人はいう。

しかし、ジャワのおばあさんは、このようにジャワ語を解釈するのはまちがいだと言う。『そのように犠牲になる人のことを、ジャワ語ではtumbalと言います。わたしが思うに、tumbalというのは、見返りを期待することなく、より大きな何事かのために犠牲になる人、ないしグループを指す言葉です』。しかし、誰がtumbalになる人を決めるのか、その決め方はどのようなプロセスなのか、おばあさんが言うには、『二通りのtumbalがある。バラタ・ユダ(Bharata Yudha)の物語のなかに、よい人物Bと悪い人物Dとの間が川で決戦をする場面があります。この決戦に勝つために、両者ともtumbalとして犠牲になる人間を探した。Dは権力をもって、ある人を犠牲にするように強制した。それに対して、Bは違ったやり方をした。自ら進んで、tumbalになる人が現れた。というのは、この人は以前、Bに助けられたことがあるからである。彼は、いつかお返しをしたいと思っていたのです』

この話を聞いて、わたくしは、ジャカルタにいるわれらの指導者たちは、このようなおばあさんの話を聞く機会をもっているだろうかと考えた」

少し精神訓話的ではある。しかし、日本でも多くの官僚はインドネシアとおなじようなロジックで人びとに犠牲を強いる。「開発に犠牲はつきもの」「開発にはコストがかかる」こうした論理を何回も聞かされた。だが、犠牲になる人びとはこうした論理に納得することはずない。すべての開発が要らない、というのではない。すべてを知らせ、話し合い、みんなが少しずつ等しく痛みを分かち、代替案があるなら徹底的に調べ、知らせる、時間はかかるかもしれないが、いま、開発に求められているのはそのようなプロセスではないだろうか。

【文献・資料】

- Aditjondro. Geroge J.1992. "Satu Ktitik terhadap Teori dan Praktek Analisis Dampak Lingkungan(ADL) Bendungan-bendungan Besar. Paper presented at Seminar di Universitas Kristen Satya Wacana.
- Aditjondro. Geroge J.1992. "Prpses Rekayasa Pemberitaan Masalah Lingkungan dalam Pers Indonesia". Paper presented at Seminar di Universitas Kristen Satya Wacana.
- Arief Budiman.1989."Mendengarkan Cerita Nenek Tua". *Kompas*.14 April, 1989.
- Engineering Consulting Firms Association, Japan. 1989. *Preliminary Study on Jatiluhur Development in West Jawa*. Ministry of Public Works Dir.Gen. of Water Resources Development, Republic of Indonesia.
- The Office of State for Population & Environment, Policy Response to Water Resources Managment Issues and Problems; The case study of Saguling Dam, West Java, Indonesia,
- Perusahaan Umum Listrik Negara, West Java Hydro Electric Power Project, 1988. "Sagiling and Cirata Hydroelectric Power Projects: Environmental Problems and Mitigations". Bandung: Perusahaan Umum Listrik Negara, West Java Hydro Electric Power Project.
- 外務省経済協力局編.『我が国の政府開発援助』(各年版).国際協力推進協会.
- 外務省経済協力局経済協力評価委員会編『経済協力評価報告書』(各年版)
- 海外経済協力基金業務監理部.1989.事業報告書;インドネシア共和国「サグリン水力発電建設事業」評価報告の件.
- 村井吉敬.1983.「バンドン-西ジャワ・プリアンガンの町の生成と発展」.『東南アジア研究』.21-1.pp.29-46.
- 村井吉敬;ODA調査研究会(編著).1989.『無責任援助ODA大国ニッポン』.東京:JICC出版局.
- 村井吉敬編著.1992.『検証 ニッポンのODA』.東京:学陽書房.
- 日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会編.1991.『日本の公害輸出と環境破壊-東南アジアにおける企業進出とODA-』日本評論社.
- 鴛見一夫.1989.『ODA 援助の現実』東京:岩波書店.
- .1990.『きらわれる援助』.東京:築地書館.
- .1992.『ノー・モアODAばらまき援助』.東京:JICC出版局.
- 通商産業省『経済協力の現状と問題点』(各年度版)
- ?「途上国における開発事例にみる『持続可能な開発』のあり方と課題」
- インドネシア各紙(Kompas, Pikiran Rakyat, Harian Gala,Merdeka, Berita Harianなど)
- Somad.1981. Proyek untuk Siapa. Lembaga Bantuan Hukum Bandung.(mimeo).

資料1. サグリン水力発電建設事業に関するクロノロジー

- *1972-73年 日本政府がサグリンの事前調査(?)。
- *75-78年 IDAがFS。
- *78.9.26 OECF、西ジャワ・サグリン水力発電所でE/S締結(16.3億円)。
- *79-80年 OECFが詳細設計(PR85.2.14)
- *80.9 世銀、L/A締結。
- *80.12.26 OECF、サグリン水力発電建設事業でL/A調印(貸付承諾額314.19億円)。
- *81 世銀ガイドラインによる環境影響評価
- *81.10.31(PR*) サグリン・ダム土地収用をめぐって汚職発覚。11人が容疑。損失額は1500万ルピア。
- *81.11.2(Merdeka) 補償支払い延期。バンドゥン県土地収用委員会はOPSTIBDA(軍の治安部隊)の介入を求める。
- *81.11? サグリン補償費、水田Rp.600/m²、宅地Rp.400/m²(農地委員会)、ボンガス村住民に知らされる。
- *81.11.2(PR) 住民補償を拒否(価格が違いすぎる)。Cililin郡Rancapanggung村では県の公示価(81.8.27)は道路から500mの水田でRp.2500、宅地はRp.2000、500m以上でRp.1500-2000。
- *81.11.11(PR) 7.1の県の公示価はサグリン土地収用には適用されない。サグリンはそれ以前(1年前)に決定されている。住民が抗議していることに関して、ナショナル・プロジェクトである、多くの抗議があろうと遅れてはならない、と県知事が述べる。
- *81.11.20 Bongas村の呼びかけで住民集会。
- *81.11.20 Bongas村住民20人、Cililin郡長あてに手紙を出す(Cililin副郡長、バンドン県知事、西ジャワ州知事、Bongas村長、プレスにも)。
- *81.11.21(PR) サグリン補償支払延期。
- *81.11.23(Berita Harian)(Giwangkarall.23にも同様記事) Bobgas村住民サグリン補償費の、見直しを求める。Bongas,Rancapanggung,Cililinの3村土地所有者全員が(代表はZainal Abidinほか)郡長宛に地価見直しを求める書類提出。土地収用委のRp.600、Rp.400という価格は一方的に相談なしに決められ、これは住民の権利を圧迫し、強姦しているようなもの。ムシャワラがない。81.8.24の県公示価決定にも反する、土地問題で紛争、不安なきようにといった内相談話にも反する。この書類は、県、州知事にも出される。われわれは内相アミル・マフムドに直訴する。
- *81.11.24 郡の一方的説明会、Desa Bongas, Cililin, Rancapanggung, Cihanpelasで開催。住民は不満。Wedanaはずるい、との発言も。
- *81.11.25(Berita Harian) 県の土地収用委員会が住民に通知の集会。軍人、インテル(諜報)も加わる。外島移住についても説明。住民は不満。
- *81.11.27(PR) 私企業が住民の移住に関し金をチョロまかす。2企業。村長も巻き込まれている。
- *81.11.29(Berita Harian, BH) 村役人サグリン土地で汚職。
- *81.12.28(PR) (読者欄) いったい補償費はいくらなんだ? 農業基本法57条は適正価格

の補償をいっているが、本当にサグリンは適正補償なのか。

- *81.12.30 Bongas住民26人、バンドゥン県土地収用委員会委員長宛にサグリン・プロジェクトに関し手紙（内相、農業総局長、国会・国民評議会議長、バベナス長官、西ジャワ州知事、西ジャワ州議会議長、西ジャワ農業局長、バンドゥン県知事、バンドゥン県議会議長、Cililin副郡長、Cililin郡長、Bongas村長）
- *83.1.10(PR) Bongas Cililin村で土地補償費を村長らが着服。3000万ルピア以上。
- *83.1.12(PR) 補償費支払われていないとちにブルドーザー。チラタダムで。
- *82.1.15(Bandung Pos) チアンジュール5郡26村がチラタ・ダムにかかる。
- *81.1.21(PR) 農業基本法は人民をしぼしば犠牲にする。西ジャワ州知事Kunaefi談。
- *83.5.9(PR) Cipongkor郡Sarinagen村住民321人、土地価格再評価を要求。水田Rp.1000、土地Rp.700はすると訴える。
- *84 土地紛争、収用をめぐって新聞論調活発。
- *84.4.4(Gala) 大統領が土地問題は直ちに克服さるべきと内務省に指示。
- *84.5.7 Bongas村5人の土地所有者、西ジャワ州知事宛に土地補償価格が不適切ゆえに補償受け取りを拒絶する旨の書類を提出（内相、法相、最高検察庁、農業総局長、西ジャワ農業総局長、バンドゥン県知事、バンドゥン県 ASISTEN I SEKWILDA、バンドゥン県土地収用委員会委員長）
- *84.7.6(PR) 6.25、Cililin住民Nonoは土地収用委員会が土地補償費を汚職しているとの告発文をJakartaの治安秩序回復作戦司令部に提出。州知事宛にも手紙を出す。
- *84.7.27(PR) 8月までに収用は終わる。残りは500ha。
- *84.10 世銀、5000万ドルの追加融資。
- *84.10.10 補償受け取りを拒否した6人の退役中佐Abdul Rauf宛の手紙。
- *84.12.12 補償受け取りを拒否した6人の退役中佐Abdul Rauf宛の手紙。
- *85.2.2(PR) 西ジャワ州副知事談、2.2以降ダムサイトへの入域は禁止になる。76.5haの補償がまだ支払われていない。家は103軒。
- *85.2.13(Mandala) バンドン県農業委員会委員長談、98%の補償は支払い済み。低価格のため補償受け取り拒否者(5人)には裁判所が支払う。水門が閉められる。
- *1985.2.14(PR) 2.15日にダムは注水される。Somad,Olih,Zaenal Husenらは県に呼ばれ話し合い。立ち退きを拒否するのではないが補償費が安すぎる。死活問題だ。
- *85.2.14(PR) サグリンは完了。注水。
- *85.2.15(PR) (2.16Pos Kota) 西ジャワ州副知事、Somad,Husen,Olihらと会う(2.1)。彼らは拒否はしていない。建物や木の補償費は受け取っている。
- *85.2.16(PR) 水没者は開発の英雄である。犠牲は意味あることだ(PLN)
- *85.3.1 補償受け取りを拒否した6人の退役中佐Abdul Rauf宛の手紙。
- *85.4.8 補償受け取りを拒否した6人の西ジャワ州知事宛の手紙。
- *85.5 全発動機稼働する。
- *85.6.1 補償受け取りを拒否した6人の西ジャワ州知事宛の手紙。
- *85.7.4(PR) 85.6.24DPRDがサグリンについて報告書。小さな民が被害者になっている。土地補償金のネコババが横行した。
- *85.7.25(PR) Somadら6人の住民が西ジャワ州議会議員に訴える。はじめにムシャワラを

しなかったことに問題がある。

*88 州電力公社による環境管理計画の策定と対策責任の明確化

*88.6.8(Harian Gala, PR) R.Somad Sastrawijaya, Aceng Sofandi, Zaenal Husen, H.Ahmad, Olih Solihat, Ny.H.Armilahがバンドゥン地方裁判所にサグリンの補償費について提訴。

*88.9.6 バンドゥン地裁(Pengadilan Negeri Bale Bandung)、6.8補償で提訴した6人に対し訴えを退ける(原告敗訴)。訴訟費用Rp.201,500の支払いを命ずる。(政府の政策について判断できぬ)

*88.9.17 R.Somad Sastrawijaya, Aceng Sofandi, Zaenal Husen, H.Ahmad, Olih Solihat, Ny.H.Armilahが、バンドゥン地裁判決を不服として、バンドゥン高裁(Pengadilan Tinggi di Bandung)に控訴。被告はインドネシア共和国(鉱業エネルギー相、PULN(電力公社)、西ジャワ水力発電プロジェクト責任者、内相、西ジャワ州知事、バンドゥン県知事、公共事業相、チリリン郡長など)。審理は88.10.6,88.10.7,88.10.8,88.10.10,88.10.11に行われる。

*89.9.18 バンドゥン高裁上記訴訟にに対し、訴えを退ける旨判決。原告は訴訟費用Rp.10,000の支払いを命ぜられる。

*94.3.30 Aceng Sofandi, Zaenal Husen, H.Ahmad, Olih Solihat, Ny.H.Armilah、最高裁(Mahkamah Agung)で控訴棄却され敗訴決定。訴訟費用Rp.20,000を支払う。

出所)()は日刊紙、それ以外は、OECF、世銀、裁判所、住民などの資料による。

*PR=Pikiran Rakyat

資料2. 環境に関する覚え書 (1980年9月9日 世銀と国家電力公社(PLN)との間で締結)
覚え書 (Aide Memoire)

サグリン水力発電プロジェクト：環境面

1. 環境面への配慮は、このプロジェクトに関しては予定通り開始された。そしてこの審査評価中の数カ月の間順調にすすめられており、現在第10次電力借款に付与すべき特別な問題点はない。

この覚え書は、かかる配慮が継続し、しかも1980年9月の審査時PLNと世銀で合意に達した条件及び日程に従って、住民移転及び他の環境面への配慮が最終的に計画され実行されていくことをより確かなものとするものである。

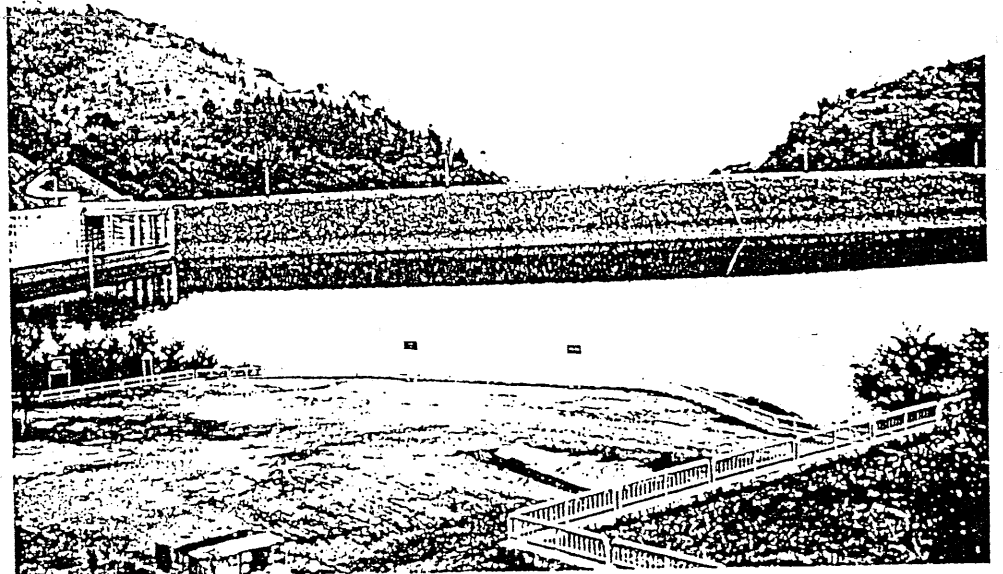
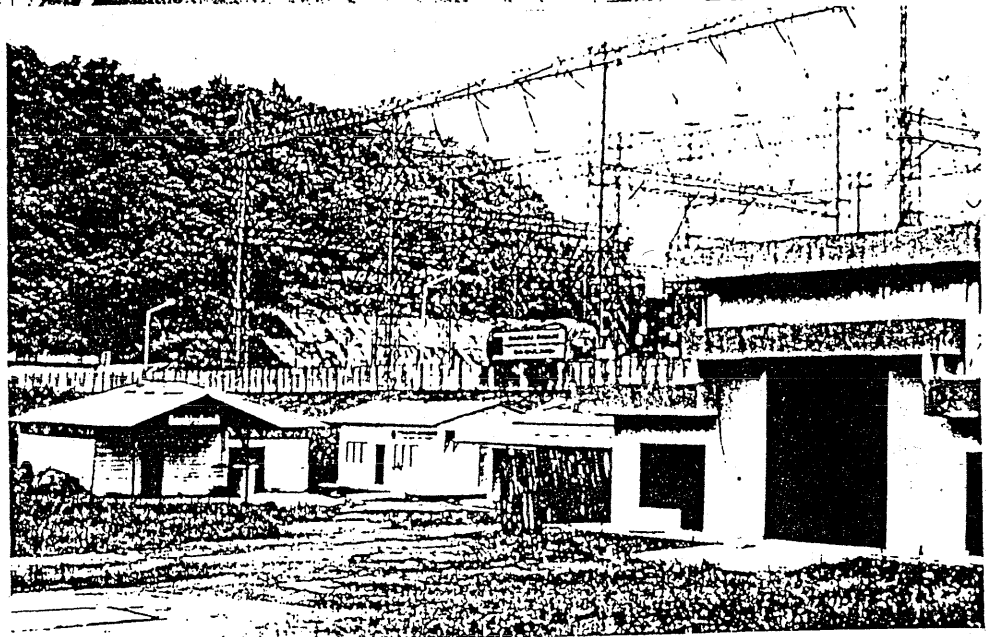
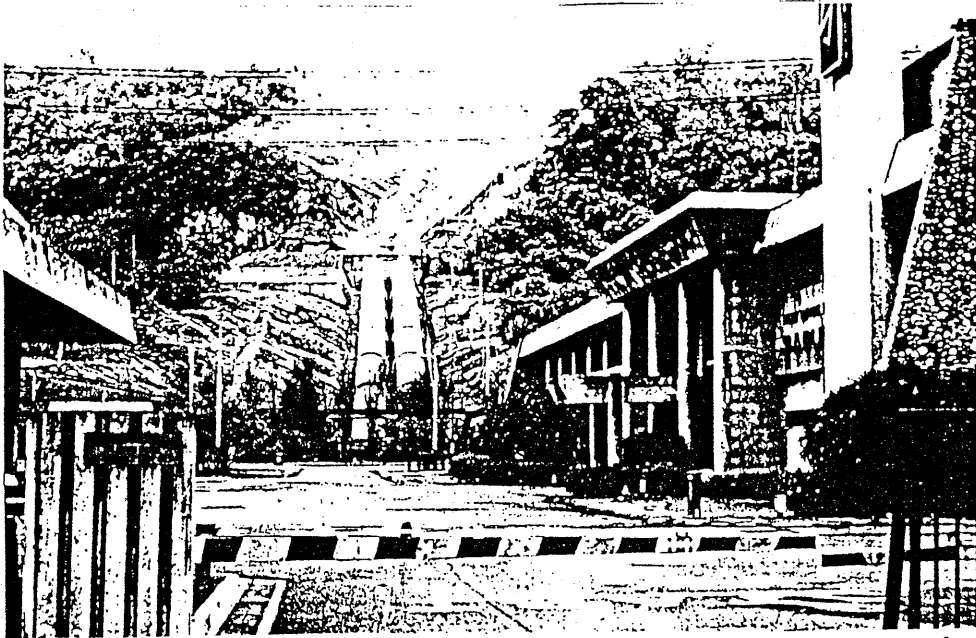
サグリン及びチラタの環境への配慮の継続及び調整作業を確実にする為、パジャジャラン大学生態学研究所がNew Jecと共同で作業を進めることは大いに役立つものと考え

2. 環境への配慮は以下のものを含み、提示された期日までにPLNが実施し世銀に報告するものとする。
 - a. 1980年10月15日までにパジャジャラン大学生態学研究所(LE UNPAD)をチラタプロジェクトの環境インパクト調査の任にあたらせること、及びLE UNPAD, New Jecに対しサグリンのチラタ両プロジェクトの環境配慮に継続して従事させること。
 - b. 1980年11月1日までに1250の移転家族がNES-5 Plasma(プランテーションの地区名)に労働者として生活できることを確認すること。
 - c. 1981年1月1日までにLE UNPADと移転調整委員会が選定した南バンドンと南西ジャワの6地区中少なくとも一つのサイトに移転できるか、NES-5が更に500家族の労働者の職を供給できるか確かめること。
 - d. 移転実行機関の仕事の内容を明確にすること及び現有スタッフがどのように仕事を実行に移すか、あるいは追加募集はどのように行われるのか説明すること。
 - e. 1981年1月1日までに600人の熟練工を養成する訓練プログラムの詳細を決めること、これはサグリン発電プロジェクトとは切り離れた他の仕事とすること。
 - f. PLNと移転調整委員会とで合意した各移転オプションの詳細な家族数を示した移転オプション表をW/Bに1980年11月1日までに送ること。
 - g. 1981年3月1日までに内水面漁業及び変動域農業の詳細計画を始めること。
 - h. もし、NES-5に500家族追加できない場合は1981年1月1日までに南バンドンか南西ジャワのサイト内一つのサイトの開発計画を開始すること。政府によってアクセス道路が建設されるかどうかがこの計画のクリティカルパスになる。
 - i. 1981年3月1日までにNES-5の1250家族の為の住宅の建設資金の手当を確かめること。
 - j. 1980年12月30日までにサグリン発電所とジャティルフルあるいはチラタ貯水池のバックウオターの間のチタルム河を使用する住民の安全を確保する方法を決定すること。
 - k. 現在実施されているサグリン及びチラタのサイトで実施されている堆砂のモニタリング計画をレビュー及び補完する方法を決定すること。世銀に1980年11月1日までに承認案を提出しつぎの雨期が始まる前に実行すること。

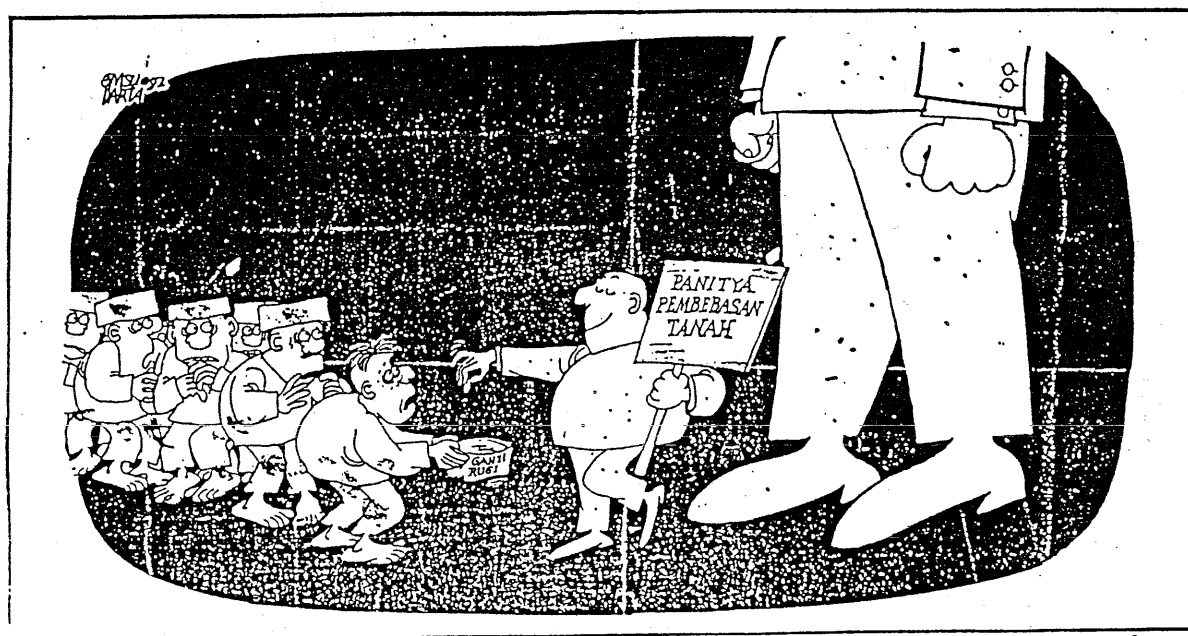
LE UNPADはクリティカルな箇所に対しすぐに植林の為の条件を調査・設定すること。植林及びそれに付随する対策は、堆砂の第1回目のモニタリング結果をみて開始すること。

- l. 貯水池の645及び643mの等高線を測量してマークすること。1981年1月1日までに変動域農業の可能面積を概算把握し、護岸、湖岸設備の計画をすること。
- m. 1980年10月1日までに環境対策の現状を定期的にレビューし、世銀に対して報告する手順を確立すること。
- n. 水草の観測を続け、そして1984年1月までに水草対策計画を準備すること。
- o. 1981年1月までに、住民移転及び環境対策作業（LE UNPADの環境調査、モニタリング、及びそれらの報告を含む）の実施計画を作成すること。
- p. 1980年12月15日までに適切な環境専門家の雇用、訓練の為の包括的計画を策定すること。

資料3. サグリン水力発電所とダム



資料4. 土地収用の強引さを皮肉ったマンガ

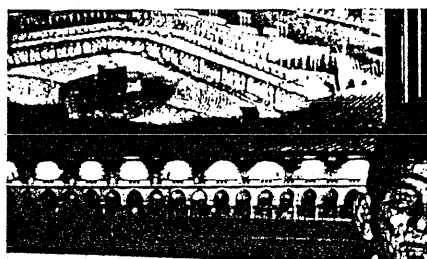
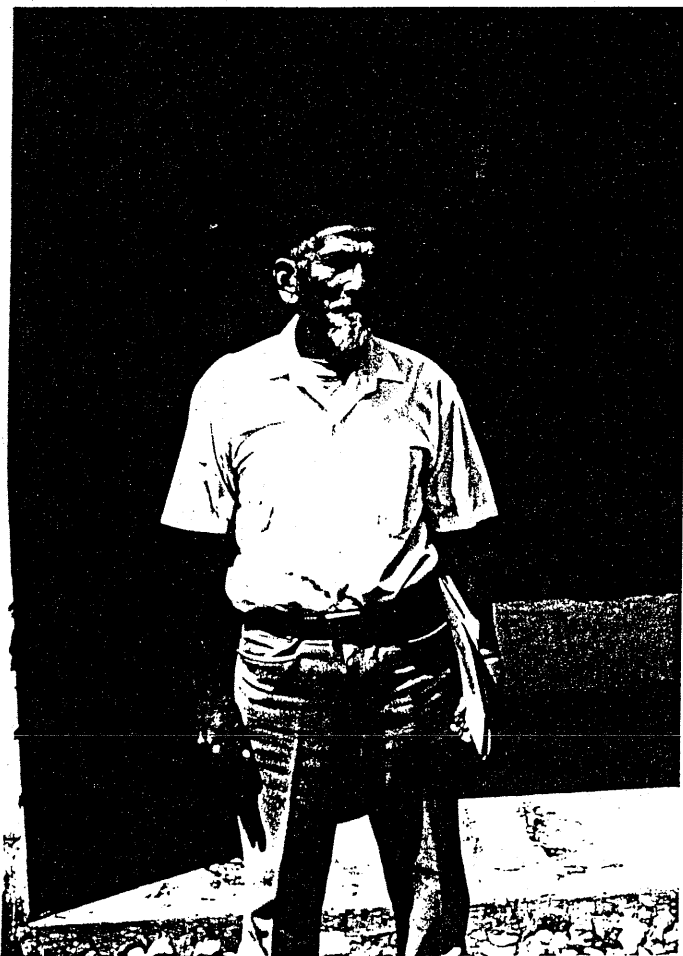


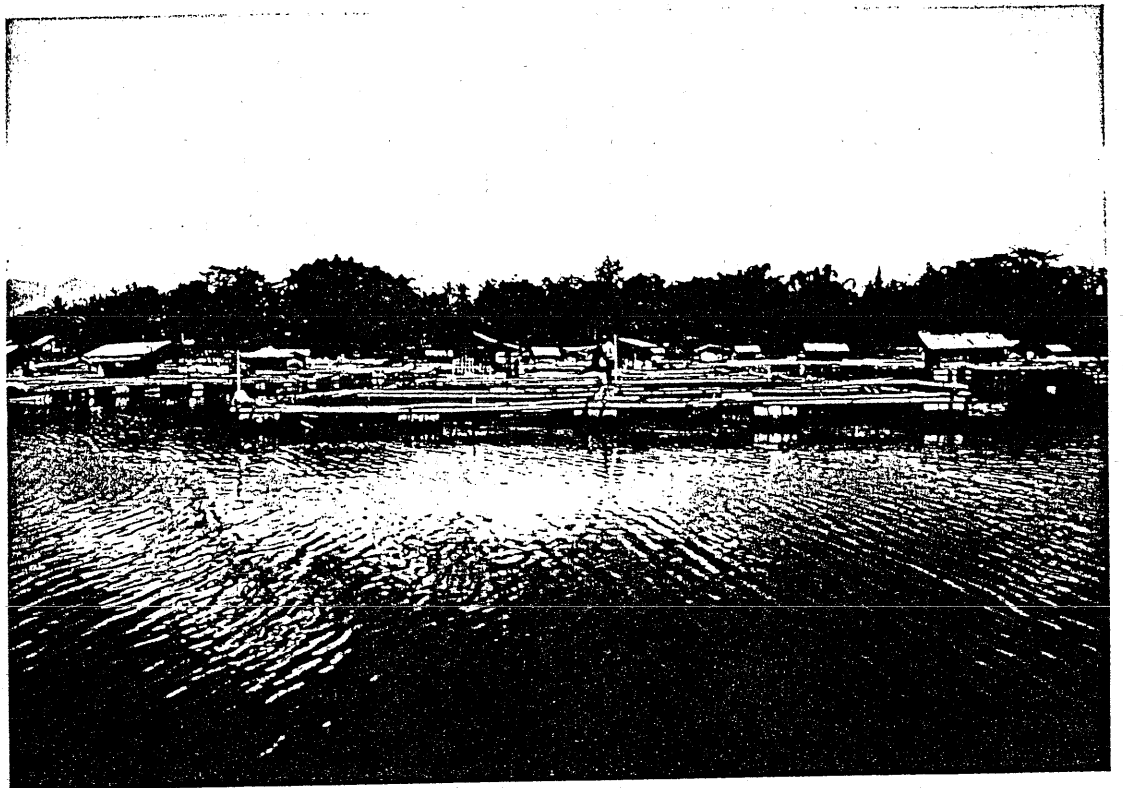
上は、土地収用委員が逃げまどう農民を追いかけて、「反開発、反パンチャシラ、共産党、国家反逆」などと書かれた判を押そうとしている。看板には「XYZプロジェクト用地」と書かれている（1989年6月20日、Kompas）

下は、土地収用委員会の男が背後の権力者をバックに、「補償」と書かれた帽子におなみだ金を頂戴している図（1982年7月7日、Kompas）

資料5. 裁判を起こした住民

上2枚はZaenal Husen氏、下は、Husen氏とOlih氏





資料6. 湖岸で営まれるようになった淡水魚養殖の風景